

三戸地区葬祭場指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

三戸地区環境整備事務組合

I 指定管理者募集の目的

三戸地区葬祭場（以下「葬祭場」という）の管理運営について、利用者の故人を偲び、厳粛な中にも安らぎと温かみのある雰囲気を保てるよう、人生の終焉を飾るにふさわしい場として、適切な施設運営の維持、住民サービスの向上及び管理業務を効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、葬祭場の管理運営業務を行う指定管理者を募集する。

II 施設の概要

1 施設の名称 三戸地区葬祭場

2 所在地 青森県三戸郡三戸町大字川守田字大久保 5 8 番地 1

3 施設の設置目的

火葬場は、条例に定める施設として、公衆衛生の向上及び住民の福祉の増進を図ることを目的として設置したものです。

4 施設の規模等

敷地面積 8, 6 2 6 . 9 2 m²

建築面積 1, 2 6 3 . 0 6 m²

建築構造 コンクリート造、一部木造

主要施設 【葬祭場】火葬炉 2 基、エントランスホール、待合室 2 室、待合ホール
告別室、炉前ホール、収骨室、職員事務室、機械制御室
駐車場、自家発電機

【愛がん動物火葬施設】火葬炉 1 基、前室、倉庫

開場時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

休場日 1 2 月 3 1 日から 1 月 2 日まで

管理者が別に定める日

火葬時間 【葬祭場】1 日 4 件（9 時、1 1 時、1 3 時、1 5 時）

【愛がん動物火葬施設】葬祭場の火葬時間と被らない日又は時間

5 施設使用の状況

年度別火葬件数（資料 1）を参照。

III 管理運営の条件

1 管理方針

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえ、以下の基本方針に基づいて施設の管理運営を行うこと。

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守し、葬祭場の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保し、差別的取扱いをしないこと。
- (3) 利用者の意見、要望を適切に管理運営に反映し、サービス向上に努めること。
- (4) 施設の効用を最大限に発揮し、効果的・効率的な管理運営に努めること。

2 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。

※組合議会の議決を経て正式に決定する。

※指定後であっても、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合には、その指定を取り消し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

(地方自治法第244条の2第11項)

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う管理業務の範囲は、三戸地区葬祭場指定管理業務基準書（以下「基準書」という。）のとおり。

なお、指定管理者は、業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、一部の業務については組合との協議の上専門の業者に委託することができる。

4 指定管理料

(1) 指定管理料の基準額

組合は施設管理に要する経費を指定管理料として支払う。本施設の指定管理料の基準額上限は下記のとおりとする。事業計画・収支計画の立案は、基準額の範囲内で提案すること。基準額を超える提案は失格とする。なお、最終的な指定管理料は指定管理者の提案額を基準に、組合と指定管理者が協議し定めることとなる。

令和9年度基準額	48,499千円（消費税及び地方消費税を含む）
令和10年度基準額	48,499千円（消費税及び地方消費税を含む）
令和11年度基準額	48,499千円（消費税及び地方消費税を含む）

※葬祭場維持管理費の過去実績については、資料2を参照。

(2) 支払方法及び経理区分

① 支払方法等

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に、指定管理者からの請求に基づき分割して支払う予定である。なお、支払方法、回数等については組合と指定管理者の協議で定める。

② 経理区分

指定管理者は、指定管理業務に係る経理とその他業務（法人等の固有業務）に係る経理を区分し、それぞれ独立した経理帳簿類を備えるとともに、専用の口座で管理すること。

IV 応募資格

- 1 設置目的に沿った施設や設備の安全かつ円滑な管理運営が可能な法人又はその他の団体であること。
- 2 次のいずれかに該当する法人又は団体は、応募者となることができない。

- (1)法律行為を行う能力を有しないもの
 - (2)破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により手続きを行っているもの
 - (3)申請時において、組合からの指名停止措置を受けているもの
 - (4)直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納しているもの
 - (5)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年経過しないもの
 - (6)前号に掲げるものの統制下にあると認められるもの
- 3 乙種第4類以上の危険物取扱者、防火管理者の資格を有しているものを配置できること。
- 4 グループでの応募を行う法人等に関する留意事項について。
- (1)複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、グループの代表となる法人等を定め、当該代表法人等が応募を行うこと。なお、代表となる法人とは当該グループでの責任割合が最大であることを要すること
 - (2)グループ構成員のすべてが前記1、2を満たすこと
 - (3)グループ全体として、前記3を満たすこと
 - (4)単独で応募した法人等はグループ応募の構成員になることはできない。また、グループの構成員は他のグループの構成員となることはできない
- 5 北東北に本店（社）、支店（社）を有すること。
- ※支店（社）の場合においては、契約権限が委任されていること。
- 6 他の地方公共団体において、葬祭場の指定管理業務若しくは運転管理業務を受託し、継続または満了した実績を有すること。

V 募集に関する事項

1 募集及び選定スケジュール

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| (1)募集要項及び申請書等の配布 | 令和8年8月24日（月）～令和8年9月15日（水） |
| (2)現地説明会 | 令和8年9月8日（火） |
| (3)質問の受付 | 令和8年9月2日（水）～令和8年9月11日（金） |
| 質問の回答 | 令和8年9月15日（火） |
| (4)応募書類の受付 | 令和8年8月24日（月）～令和8年9月25日（金） |
| (5)指定管理者候補者の選定 | 令和8年10月上旬（第1次）
令和8年11月上旬（第2次） |
| (6)選定結果の通知 | 令和8年11月下旬 |
| (7)指定管理者指定の議決 | 令和8年12月下旬（予定） |
| (8)指定管理者との協定締結 | 令和9年1月 |
| (9)指定管理業務開始 | 令和9年4月1日 |

2 募集要項等の配布

- (1)期間 令和8年8月24日(月)から令和8年9月15日(水)まで
(ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。)
- (2)時間 午前8時15分から午後5時まで
- (3)場所 三戸地区環境整備事務組合 事務局
※組合ホームページよりダウンロード出来ます。

3 現地説明会

申請方法、申請書類、管理業務、現場の状況等についての説明会を下記のとおり開催します。
なお、出席は任意とし、申請に必要な条件ではありません。

- (1)日時 令和8年9月8日(火) 午後2時から1時間程度
- (2)場所 三戸地区葬祭場
- (3)参加人数 1団体につき3名以内
- (4)参加申込 参加申込書(様式第5号)に記入の上、9月2日(水)までに持参・FAX若しくは電子メールにより提出してください。
- (5)申込先 〒039-0507 三戸郡南部町沖田面字千刈 45 ぼたんの里内
三戸地区環境整備事務組合 事務局
TEL: 0179-23-0567 FAX: 0179-23-0566
E-mail: sankan-sousai@sannohekankyou.jp

4 質問及び回答

- (1)受付期間 令和8年9月2日(水)から令和8年9月11日(金)まで
- (2)提出方法 質問書(様式第6号)に記入の上、持参・FAX若しくは電子メールにより提出してください。
- (3)提出場所 三戸地区環境整備事務組合 事務局
- (4)質問の回答 令和8年9月15日(火)
※電話、口頭による質問は受け付けません。

5 応募書類の受付

- (1)期間 令和8年8月24日(月)から令和8年9月25日(金)まで
(ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。)
- (2)時間 午前8時15分から午後5時まで
- (3)提出場所 三戸地区環境整備事務組合 事務局へ持参若しくは郵送(必着)により提出してください。
※FAXによる提出は受け付けません。

6 提出書類

- (1)指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (2)指定管理者指定申請書に係る申立書(様式第2号)
- (3)三戸地区葬祭場事業計画書(様式第3号)
- (4)三戸地区葬祭場収支計画書(様式第4号)
- (5)法人等の代表者の身分証明書

- (6)団体の経営状況を示す書類（様式任意）
 - ①貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - ②財産目録、事業報告書
 - ③当該事業年度の法人等の事業計画書、収支予算書
 - (7)法人の定款若しくは寄付行為の写し又はこれらに類する書類（様式任意）
 - ※法人以外の団体にあつては、団体の規約等を提出
 - (8)登記事項証明書
 - ※申請者が法人でない団体の場合は除く
 - (9)納税証明書
 - ①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ②県税（法人事業税、法人県民税）に係る納税証明書
 - ③市町村税に係る納税証明書
 - (10)資格を確認する書類
 - ①危険物取扱者免状の写し
 - ②防火管理者講習会修了証の写し
 - (11)営業所一覧所
 - (12)委任状
 - (13)業務実績調書
 - ※実績を証明する契約書の写しを添付
 - (14)その他管理者が必要と認める書類
- 7 提出部数
- 正本1部、副本10部（副本は複写可）
- 8 留意事項
- (1)提出期間は厳守すること。また、提出期間後における提出書類の変更及び追加は認めない。
ただし、組合から指示した場合はこの限りではない。
 - (2)提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
 - (3)提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
 - (4)書類提出後に辞退する場合は辞退届を提出すること。（様式任意）
 - (5)提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、指定管理者に選定された法人等の提出書類については、組合が指定管理者候補者の選定の公表にあたって、その全部又は一部を無償で利用できるものとする。
 - (6)提出に要する経費は申請者の負担とする。

VI 選定方法及び基準

1 審査方法

- (1)第1次審査（書類審査）
 - 応募資格を含め、申請書の内容を書面により審査する。
- (2)第2次審査（面接審査）

申請者からの応募書類の内容について、追加説明やプロポーザル（提案）を受け、その後質疑応答を行う。

2 選定基準

- (1)住民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2)葬祭場の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3)施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4)施設の管理を適正かつ確実に実施するために必要な人員確保ができる見込みであること。

3 指定管理者候補者としての選定

(1)選定方法

三戸地区環境整備事務組合指定管理者選定委員会において、提出された事業計画書等の内容を審査し、最も評点が高い申請者を指定管理者の候補に選定します。

なお、応募が一人にあって、基準点に満たない場合は指定管理者候補者として選定できない。

選定基準の項目	審査基準の項目	内 容
1 使用者の平等な利用の確保	(1)施設の設置目的及び組合が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか
		応募団体が提案した運営方針は組合が示した管理の方針に沿っているか
		応募団体の運営の考え方は適切か
	(2)平等に利用を図るための具体的な手法・期待される効果	事業の提案が施設の設置目的等に則しているか
		社会的弱者等へ配慮されているか
2 施設の効用の最大限の発揮	(1)サービス向上を図るための具体的な手法・期待される効果	サービス向上のための取組内容はどうか
		事業の提案は組合が意図した企画となっているか
	(2)施設の維持管理の内容、適格性・実現の可能性	施設管理、安全管理は適切か
		維持管理は効率的か
	(3)環境管理方策は示されているか	廃棄物の適正処理に関する取り組みは十分なものとなっているか

		周辺環境への配慮について十分に認識しているか
3 施設の効率的な管理	(1)施設管理運営に係る経費の内容	提案額による得点
4 施設を適正かつ安定して行う能力	(1)収支計画の内容、適格性・実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか
		収支計画の実現可能性はあるか
	(2)安定的な運営が可能となる人的能力	人員体制は十分か
		職員採用、確保の方策は適切か
		職員の指導育成、研修体制は十分か
	(3)安定的な運営が可能となる経営基盤	団体の財務状況は健全か
	(4)個人情報の適正な取扱いの確保	適切な情報管理体制が整備されているか
		職員に対する周知が十分になされる内容か

(2)選定結果の通知

選定後、選定結果を公表します。

VII 指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された法人等は、令和8年12月（予定）組合議会臨時会での指定管理者指定議案の議決を経て、正式に指定管理者へ指定される。

2 組合は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、下記に掲げる事項を内容とする協定を締結する。

(1)基本協定

指定期間全体（3年間）を通じて適用する事項については基本協定を締結する。

主な内容

- ①管理業務の基本的項目（業務内容、管理施設の範囲等）
- ②指定管理料に関する事項
- ③管理業務に関する責任分担に関する事項
- ④事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
- ⑤業務報告に関する事項（定期報告）

- ⑥指定取消し等に関する事項
- ⑦秘密の保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
- ⑧管理業務の引継ぎに関する事項
- ⑨モニタリングに関する事項
- ⑩その他

(2)年度協定

年度毎（４月１日から翌年３月３１日）に取り決めるべき事項については年度協定を締結する。

主な内容

- ①当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ②指定管理料に関する事項
- ③その他

(3)その他

指定管理者が管理の開始までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定又は指定管理者の候補者を取消することができるものとする。

- ①財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認められるとき。
- ②社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しくないと認められるとき。

(4)指定管理業務開始

令和９年４月１日から火葬場の施設・設備等の維持管理及び火葬に関する業務を開始すること。

VIII 業務報告・調査等

組合は指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、指定管理者が管理の基準に沿った運営を行っているか、事業計画で示した業務を履行しているかを、随時の報告や実地調査により確認する。

この場合において、管理が良好でないと認められた場合は、組合は改善措置を講ずる等の指導を行うものとする。なお、状況が改善しない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがある。